

障害児通所サービス事業所 御中

明石市福祉局生活支援室
障害福祉課長

令和 6 年度報酬改定に伴う個別サポート加算（I）等の取り扱いについて

平素より明石市の障害児支援にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和 6 年 4 月より、従来からある個別サポート加算（I）につきまして、算定要件等に変更がございます。

つきましては明石市の取り扱い等について下記及び添付資料の通りにお示しいたします。事業所におかれましては、内容をご確認いただき、ご対応をよろしくお願いいたします。

記

1 改定の内容

（1）対象事業所

児童発達支援（重心型事業所は除く）、放課後等デイサービス事業所（重心型事業所は除く）

※重症心身障害児の場合

重心型事業所を利用した場合は、当該加算の対象にはなりません。例外として、重症心身障害児が非重心型事業所を利用し、重症心身障害児以外の基本報酬を算定することになる場合は、個別サポート加算（I）等の算定可能

（2）内容

・児童発達支援

乳幼児サポート調査票を廃止し、従来の個別サポート加算（I）については基本報酬に包括化して評価することとした上で、著しく重度の障害児が利用した場合を評価することとなりました。

・放課後等デイサービス

従来の個別サポート加算（I）の内容を見直し、就学時サポート調査票の内容をもとに、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、著しく重度の障害児が利用した場合を評価します。

(3) 対象児童（サービス対象要件）

児童発達支援 (旧医療型児童発達支援)	以下の いずれか一つを満たす もの（乳幼児サポート調査票は廃止） ①重症心身障害児 ②身体に重度の障害がある児童 （1級・2級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児） ③重度の知的障害がある児童 （療育手帳を交付されており、最重度又は重度（明石市ではA判定）であると判定をされている障害児） ④精神に重度の障害がある児童 （1級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている障害児）	
放課後等デイサービス	個別サポート 加算（I）重度	食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの
	個別サポート 加算（I）	就学児サポート調査 調査票⑤～⑪の合計が13点以上

3 明石市の取り扱い

児童発達支援：別添資料1のとおり

放課後等デイサービス：別添資料2のとおり

4 参考

- 令和6年2月5日付厚生労働省障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容」

「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」

URL：<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei>

明石市福祉局生活支援室

障害福祉課

山田、廣田、松下

TEL：078-918-1344